

# 喬木村物価高騰支援商品券取扱店登録資格者要件

## 1 趣旨

食料品等の物価高騰の影響を受けている村民および村内事業者を支援するため国の重点支援地方交付金を活用し商品券を発行する本事業において、商品券の取扱事業者（特定事業者）を募集する。

## 2 登録資格者要件

喬木村物価高騰支援商品券の取扱店として登録できるものは、村内に店舗や事業所等がある、小売業・飲食業・サービス業・建設業・建築業・工業・旅行業・通信運搬業及び医療機関を営み、下記誓約事項を遵守できる事業者及び事業者により構成される団体。

### 《誓約事項》

- ・今後も事業を継続する意思を有していること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条6号に規定する暴力団員がその事業活動に関与する関係者でないこと。
- ・法令または公序良俗に反していないこと。
- ・宗教上の組織又は団体でないこと。
- ・村が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- ・村ホームページ、その他広報媒体への掲載に同意すること。
- ・事業収入についての確定申告を行っていること。

喬木村役場 産業振興課 商工観光係  
課長：林  
担当：市瀬、瀧澤  
電話：33-5126（直通）